

その税務相談、違法です ～にせ税理士にご注意！～

＜にせ税理士とは？＞

税理士でないのに税理士業務※を行う者をいいます。
税理士又は税理士法人でない者は税理士業務を行ってはいけません。
にせ税理士行為をした者は、2年以内の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※税務代理、税務書類の作成又は税務相談のことをいいます。

＜にせ税理士に依頼するとどうなる？＞

本来よりも高い税額で申告されたり、税務調査の結果、追徴課税されたりするなど不測の損害を受けるリスクがあります。

＜本当に税理士？＞

税務相談・税務書類の作成等を依頼する場合には、依頼相手が税理士かどうか確認してください。

＜確認方法＞

- ・税理士証票の提示を求める
- ・日本税理士会連合会HPの「税理士情報検索サイト」を確認する

＜にせ税理士を見つけたら？＞

所轄の国税局又は税務署へご連絡ください。



国税庁 国税局 税務署